

2022年6月8日  
札幌平和運動フォーラム発第27号

労働組合委員長  
各級議員各位  
関係団体代表者

札幌平和運動フォーラム  
代表幹事 鈴木 賢一  
代表幹事 武藤 敏史

## ALPS処理水の海洋放出関連設備の設置等に係る審査書案への意見提出について

日頃からのご奮闘に心から敬意を表します。

さて、原子力規制委員会は、5月18日の第10回委員会で「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の実施計画変更認可申請（ALPS処理水の海洋放出関連設備の設置等）に係る審査書案」を了承し、意見公募を経たうえで認可しようとしています。

今回の変更認可申請は海洋放出の既成事実化に向けた第一歩であり、地元では福島県平和フォーラムをはじめ、福島県漁連や多くの県民が強く反対しています。

この度、原水禁を通じて福島県平和フォーラムから、全国各地からの意見集中について要請がありました。札幌平和運動フォーラムとしても趣旨に賛同し、とりくみをすすめますので各位のご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 意見提出方法

別紙反対意見例を参考にいただき、各組織からALPS処理水の海洋放出に反対する意見を提出してください。意見提出は下記サイトから入力することができます。なお、「意見募集要領（PDF）」をクリックしなければ先に進めませんのでご注意ください。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=198022201&Mode=0>



#### 2 とりくみ期間

2022年6月17日（金）まで

以上

## 別紙：反対意見例

### 意見1

審査書案3ページ。東京電力による実施計画変更認可申請においても「海洋への放出は、関係省庁の了解なくしては行わないものとする」と明記されています。最大の関係省庁である経済産業省は、大臣名で「関係者の理解なしにはいかなる処分も行いません」と文書で確約しています。審査書案にもこのことを明記し、「関係者の理解」が得られるまで「案」のまま留め置き、関連する設計工事認可の手続きを全面凍結すべきです。

### 意見2

審査書案3～4ページ。「リスク低減及び最適化を図る」とされていますが、ALPS処理水を来春から海洋放出する理由として挙げられた「3つの理由」、(1)タンクは来春満水になる、(2)廃炉作業のために敷地を空ける必要がある、(3)汚染水は今後も発生し続ける、のいずれも大ウソだったことが4月19日の市民との意見交換で明らかになっています。ALPS処理水を海洋放出しなくてもリスク低減は十分可能であるという事実を直視し、審査書(案)を根本的に見直すべきです。

### 意見3

審査書案3ページと5ページ。審査の内容を「措置を講ずべき事項を満たすものであることを確認」することに限定したのは、「線量告示」に違反している事実を隠蔽するためと言わざるを得ません。特定原子力施設に指定されても遵守すべき法令、とりわけ「線量告示」を満たすものであるかどうかを確認すべきです。そして、現状が線量告示を遵守できない違法状態にあることをまずもって確認すべきであり、そうすれば、緊急避難的な理由がない限り、ALPS処理水の海洋放出を認めることなどできないはずで

### 意見4

審査書案10ページ。福島第一原発の敷地境界モニタリングポスト実測値では、今なお敷地境界線量が1mSv/をかなり超える違法状態にあります。一般公衆の被ばく線量限度1mSv/年を担保するための線量告示に従えば、液体・気体のさらなる放射性物質の放出は線量告示違反であり、ALPS処理水の海洋放出など認められません。違法なALPS処理水の海洋放出を認可する審査書(案)は根本的に見直すべきです。

### 意見5

審査書案25ページ。原子力規制委員会は、原子力推進行政とは切り離された、独立した三条委員会(国家行政組織法3条2項に基づいて設置された委員会)として設立された経緯があります。ところが審査では、ALPS処理水の年間放出量を22兆Bqの管理値以上に放出できる余地を残すように圧力を掛けており、規制側が推進側に推進圧力を掛けるという、あってはならない事態が起きていました。幸い、東京電力が自重したため、変更認可申請補正書や審査書(案)では22兆Bq/年を上限とすることに留まりましたが、原子力規制委員会の姿勢に根本的な疑念を持たせるものでした。猛省を促したい。